

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	29 - 関東 1 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 3月 1日
【会社名】	NTN株式会社
【英訳名】	NTN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大久保 博司
【本店の所在の場所】	大阪市西区京町堀一丁目 3番17号
【電話番号】	06(6443)5001
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務本部長 大橋 啓二
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区京町堀一丁目 3番17号
【電話番号】	06(6443)5001
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務本部長 大橋 啓二
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第13回無担保社債（8年債） 10,000百万円 第14回無担保社債（10年債） 10,000百万円 計 20,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成29年 2月 3日
効力発生日	平成29年 2月11日
有効期限	平成31年 2月10日
発行登録番号	29 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 30,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 30,000百万円  
（30,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

NTN株式会社自動車事業本部営業管理部  
(東京都港区港南二丁目16番2号太陽生命品川ビル)

NTN株式会社産業機械事業本部名古屋支社  
(名古屋市中区錦二丁目3番4号名古屋錦フロントタワー)

NTN株式会社産業機械事業本部桑名製作所  
(三重県桑名市大字東方字土島2454番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（8年債）】

銘柄	NTN株式会社第13回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.405％
利払日	毎年3月7日および9月7日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成29年9月7日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月7日および9月7日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに財務代理人に対して本社債の元金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（（注）「9 元利金の支払」）記載の通り。</p>
償還期限	平成37年3月7日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成37年3月7日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関（以下「振替機関」という。）の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記（（注）「9 元利金の支払」）記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年3月1日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成29年3月7日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供（当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすることおよび当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に提供しない旨を約することをいう。）する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA -（シングルAマイナス）の信用格付を平成29年3月1日付で取得している。  
 R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。  
 R & I：電話番号 03-6273-7471
- 2 社債等振替法の適用  
 本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。  
 ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。
- 3 社債管理者の不設置  
 本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
- 4 財務代理人  
 (1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に平成29年3月1日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。  
 (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。  
 (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

## 5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本社債の社債権者にその旨を公告する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項第1号の規定に違反したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第1号の規定に違反し、5銀行営業日を経過してもその履行ができないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違反したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

- (2) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつける。ただし、期限の利益喪失日までに資金預託がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。

## 6 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

## 7 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

## 8 発行代理人および支払代理人

振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

## 9 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

## 10 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(8年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	5,000	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計		10,000	

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	N T N株式会社第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.490％
利払日	毎年3月7日および9月7日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成29年9月7日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月7日および9月7日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（（注）「9 元利金の支払」）記載の通り。</p>
償還期限	平成39年3月5日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成39年3月5日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関（以下「振替機関」という。）の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記（（注）「9 元利金の支払」）記載の通り。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年3月1日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成29年3月7日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第13回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供（当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすることおよび当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に提供しない旨を約することをいう。）する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA -（シングルAマイナス）の信用格付を平成29年3月1日付で取得している。  
 R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。  
 R & I：電話番号 03-6273-7471
- 2 社債等振替法の適用  
 本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。  
 ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。
- 3 社債管理者の不設置  
 本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
- 4 財務代理人  
 (1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に平成29年3月1日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。  
 (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。  
 (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

## 5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本社債の社債権者にその旨を公告する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項第1号の規定に違反したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第1号の規定に違反し、5銀行営業日を経過してもその履行ができないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違反したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。

- (2) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつける。ただし、期限の利益喪失日までに資金預託がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。

## 6 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

## 7 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）2ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

## 8 発行代理人および支払代理人

振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

## 9 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

## 10 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 4【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

##### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,500	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	4,500	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計		10,000	

##### (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

#### 5【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	122	19,878

(注) 上記金額は、第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第14回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計金額であります。

##### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,878百万円は、平成30年3月までに返済期日が到来する借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

#### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第117期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） 平成28年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第118期第1四半期（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日） 平成28年8月5日関東財務局長に提出

事業年度 第118期第2四半期（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日） 平成28年11月2日関東財務局長に提出

事業年度 第118期第3四半期（自平成28年10月1日 至平成28年12月31日） 平成29年2月2日関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成28年7月13日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年3月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成29年3月1日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

NTN株式会社 本社

（大阪市西区京町堀一丁目3番17号）

NTN株式会社自動車事業本部営業管理部

（東京都港区港南二丁目16番2号太陽生命品川ビル）

NTN株式会社産業機械事業本部名古屋支社

（名古屋市中区錦二丁目3番4号名古屋錦フロントタワー）

NTN株式会社産業機械事業本部桑名製作所

（三重県桑名市大字東方字土島2454番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。